

○小田原市パートナーシップ登録制度に関する事務取扱要綱

平成31年4月1日要綱第26号

改正

令和元年7月10日要綱第80号

令和3年3月2日要綱第40号

令和5年1月1日要綱第140号

小田原市パートナーシップ登録制度に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、誰もが尊重しあい、それぞれの多様性を認め合いながら、共にいきいきと暮らす地域社会を築くことを目指して実施する、パートナーシップ登録制度の事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 同性愛者や両性愛者、トランスジェンダーなど、性的指向や性自認の在り方が多数派と異なる者
- (2) パートナーシップ 両者の自由意志により、互いを人生のパートナーとして、継続的に共同生活をし、又は継続的に共同生活をすることを約束した一方又は双方が性的マイノリティである2人の成人（民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達した者をいう。以下同じ。）間における社会生活関係
- (3) 共同生活 日常生活において、複数の人間が、経済的、物理的、精神的に相互に協力し合うこと。
- (4) パートナーシップ登録 小田原市パートナーシップ登録簿（様式第1号。以下「登録簿」という。）に自身のパートナーシップに関する情報を登録することを希望する両者の申請について、市長が第5条第1項の規定による登録を行うこと。

(申請者の要件)

第3条 パートナーシップ登録をすることができる者は、パートナーシップにある者であって次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 一方又は双方が性的マイノリティのパートナーシップであり、登録に双方が合意していること。

- (2) 双方が民法第4条の定める成年に達していること。
- (3) 双方が市内在住又はその一方が市内在住でもう一方が3月以内に市内への転入を予定していること。
- (4) 双方に配偶者がいないこと。
- (5) 双方にそれ以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (6) 当事者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族等）でないこと。

（申請方法）

第4条 パートナーシップ登録の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、小田原市パートナーシップ登録申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）にパートナーシップにある者の所定の事項をそれぞれ自署し、当該申請時に次に掲げる書類を添付して、市長が指定する場所に申請者双方が同時に来庁して申請する。

- (1) 申請者の住民票の写し（申請日以前3月以内に交付されたものに限る。）その他の現住所を確認できる書類
- (2) 申請者の戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）（申請日以前3月以内に交付されたものに限る。）その他の独身であることを確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類は、申請者の一方又は双方がこれを提出することができない特別の事情があると認められる場合に限り、市長が認める別の書類をもって代えることができる。

3 申請者は、申請をする日時等について、事前に市と調整するものとする。

（パートナーシップ登録）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請について、申請者がパートナーシップにあると認めるときは、当該パートナーシップについて登録簿に登録するものとする。

2 申請書の受領は、市長が指定する場所において行う。

3 市長は、申請書を受領するにあたり、次に掲げる書類のいずれかの提示を求め、申請者が本人であることを確認する。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券
- (3) マイナンバーカード

(4) 在留カード

(5) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であつて、申請者の顔写真が添付されたもの

4 前項の規定にかかわらず、申請者のパートナーシップの関係が公序良俗に反すると認められるときは、市長は、パートナーシップ登録を行わない。

(通称名の使用)

第6条 登録者は、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、登録申請において通称名（戸籍上の氏名に代えて広く通用している呼称をいう。）を使用することができる。

2 登録者は、前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を登録申請時に提示するものとする。

(登録証明書等の交付等)

第7条 市長は、パートナーシップ登録をした両者に対し、小田原市パートナーシップ登録証明書（様式第3号。以下「登録証明書」という。）及び携帯カード型小田原市パートナーシップ登録証明書（様式第3号の2。以下「携帯カード」という。）を交付する。

2 登録者が、紛失、毀損等の事情により登録証明書及び携帯カードの再発行を求めるときは、小田原市パートナーシップ登録証明書等再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）により、市長に申請する。

(登録の事実に関する証明等)

第8条 登録者が、パートナーシップ登録を受けたとき又は抹消された事実について証明を求めるときは、小田原市パートナーシップ事実証明書交付申請書（様式第5号。以下「事実証明書交付申請書」という。）により、小田原市パートナーシップ登録に関する事実証明書（様式第6号。以下「事実証明書」という。）の交付を受けることができる。

2 登録者が、紛失、毀損等の事情により事実証明書の再発行を求めるときは、再交付申請書により、市長に申請する。

(登録事実の変更)

第9条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、小田原市パートナーシップ登録事実に関する変更届（様式第7号。以下「変更届」という。）により、登録者の

一方又は双方が第5条第2項に規定する場所に来所して、市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名その他申請時に提出した書類の記載事実に変更があったとき。
- (2) 登録者のパートナーシップが解消されたとき。
- (3) 登録者のいずれかの者が市外へ転出したとき。
- (4) 登録者のいずれかの者が死亡したとき。

2 登録者が前項第2号から第4号にまでの規定に基づく届出を行うときは、交付された登録証明書、携帯カード及び事実証明書の全てを返還しなければならない。ただし、同項第3号に該当する場合であって、登録者の一方が、転勤、親族の看病その他のやむを得ない事情を理由として一時的に市外への転出をするときについては、この限りでない。

(登録の変更、抹消等)

第10条 市長は、前条第1項第1号に基づく届出を受理したときは、登録簿の記載内容を変更する。

2 市長は、前条第1項第2号から第4号までの規定に基づく届出を受理したときは、パートナーシップ登録を抹消する。ただし、前条第2項ただし書に規定する一時的な転出に該当する場合は、この限りでない。

3 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、パートナーシップ登録を抹消することができる。

- (1) 第3条各号(第2号及び第6号を除く。)に定める要件を欠いたとき。
- (2) 虚偽その他の不正な方法によりパートナーシップ登録を受けたとき。
- (3) 登録証明書、携帯カード又は事実証明書を不正に利用したとき。
- (4) 第3条第1項第3号に該当する場合において、市内への転入を予定している申請者が相当期間を経過してもなお転入しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、登録を継続することが適当でないと市長が認めるとき。

4 前2項の規定によりパートナーシップ登録を抹消された者は、交付された登録証明書、携帯カード及び事実証明書の全てを直ちに市長に返還しなければならない。

(本人確認)

第11条 第7条第1項の登録証明書及び携帯カードの交付を受けるとき、同条第2項

の再交付申請書を提出するとき、第8条第1項の事実証明書交付申請書を提出しその交付を受けるとき及び第9条第1項の変更届を提出するときは、本人確認のため、申請者は、第5条第3項各号に掲げる書面を提示しなければならない。ただし、各種証明書の交付を郵送で受ける場合は、この限りでない。

(登録情報の保存)

第12条 パートナーシップ登録簿の保存期間は、30年間とする。

(委任)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、市民部人権・男女共同参画課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 1 号 (第 2 条関係)

小田原市パートナーシップ登録簿

登録番号		登録年月日	
登録者	氏名又は通称名		電話番号 ()
	戸籍上の氏名 <small>(通称名を登録している場合のみ記名)</small>		
	生年月日 年 月 日		電話番号 ()
	氏名又は通称名		
戸籍上の氏名 <small>(通称名を登録している場合のみ記名)</small>			
生年月日 年 月 日			
住 所			
	[転居先]	[届出年月日]	
備 考			

様式第2号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

（表面）

小田原市パートナーシップ登録申請書

小田原市パートナーシップ登録証明書交付申請書

小田原市長 様

私たちは、小田原市パートナーシップ登録制度に関する事務取扱要綱第4条第1項の規定により、お互いを人生のパートナーとして、パートナーシップ登録を申請します。

年 月 日

氏名

氏名

通称名

通称名

（通称名の登録を希望する場合のみ記名してください。）

（通称名の登録を希望する場合のみ記名してください。）

住所

住所

電話番号

電話番号

（ ）

（ ）

小田原市の行政サービスを受けるために、小田原市パートナーシップ登録制度に登録していることを、各業務の所管課に情報提供することに同意される場合は、下記の□に✓を付けてください。

同意します。

(裏面)

小田原市パートナーシップ登録の申請をしようとする方は、下記の事項をよく読み、了解の上で申請を行ってください。

1 小田原市パートナーシップ登録制度について

この制度は、誰もが尊重しあい、それぞれの多様性を認め合いながら、共にいきいきと暮らす地域社会を築くことを目指して実施するもので、この登録によって、法律上の効果(婚姻、相続、税金の控除など)が生じるものではありません。

2 注意事項

登録が完了し、登録証明書の交付を受けた場合は、「小田原市パートナーシップ登録制度に関する事務取扱要綱」の主旨に従って使用してください。

事務処理欄

要綱の規定	項 目	回 答	
		該当するものの口に「し」をつけてください。	
第3条第1号	パートナーシップ関係があること	<input type="checkbox"/> 該当します	<input type="checkbox"/> 該当しません →申請できません
第3条第2号	申請する当日、双方が成年に達している。	<input type="checkbox"/> 該当します	<input type="checkbox"/> 該当しません →申請できません
第3条第3号	双方が市内在住である。	<input type="checkbox"/> 該当します	<input type="checkbox"/> 該当しません →申請できません
	一方が市内在住で他方が転入予定である。	該当者氏名 転入予定日	
第3条第4号	双方に配偶者がいない。	<input type="checkbox"/> 該当します	<input type="checkbox"/> 該当しません →申請できません
第3条第5号	双方に他のパートナーシップ関係がない。	<input type="checkbox"/> 該当します	<input type="checkbox"/> 該当しません →申請できません
第3条第6号	近親者(直系尊属、三親等内の傍系血族、直系姻族等)でない。	<input type="checkbox"/> 該当します	<input type="checkbox"/> 該当しません →申請できません

添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 住民票の写し(個人)	<input type="checkbox"/> 住民票の写し(個人)
	<input type="checkbox"/> 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	<input type="checkbox"/> 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)
	<input type="checkbox"/> その他書類	<input type="checkbox"/> その他書類
本人確認書類	運転免許証 旅券 マイナンバーカード 在留カード その他	運転免許証 旅券 マイナンバーカード 在留カード その他

交付申請	登録証明証書	<input type="checkbox"/> する	通	<input type="checkbox"/> しない
	携帯カード	<input type="checkbox"/> する	通	<input type="checkbox"/> しない

確認者

様式第3号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

（表面）

登録第 年 月 日
登録年月日 年 月 日 号 日

小田原市パートナーシップ登録証明書

氏名

氏名

通称名

通称名

（生年月日） 年 月 日

（生年月日） 年 月 日

上記兩名は、 年 月 日付の申請により、小田原市パートナーシップ登録制度に関する事務取扱要綱第5条第1項の規定に基づくパートナーシップ登録を受けたことを証明します。

年 月 日

小田原市長



(裏面)

登録証明書の交付を受けたおふたりへ

- 1 この登録証明書は、「小田原市パートナーシップ登録制度に関する事務取扱要綱」の趣旨に従って使用してください。
- 2 この登録証明書は、 年 月 日付けでおふたりが小田原市に登録申請した内容に基づき作成しています。登録内容に変更が生じた場合は、速やかに市に変更届を提出してください。
- 3 以下のいずれかに該当する場合は、この登録証明書を市に返還してください。
 - (1) 住所、氏名その他申請時に提出した書類の記載事実に変更があったとき。
 - (2) 登録者のパートナーシップが解消されたとき。
 - (3) 登録者の一方又は双方が市外へ転出したとき。
 - (4) 登録者の一方が死亡したとき。
- 4 以下のいずれかに該当する場合、登録を抹消されることがあります
 - (1) 第3条各号（同条第2号及び第6号を除く。）に定める要件を欠いたとき。
 - (2) 虚偽その他の不正な方法によりパートナーシップ登録を受けたとき。
 - (3) 登録証明書又は事実証明書を不正に利用したとき。
 - (4) 登録申請に際し、市内への転入を予定している申請者が相当期間を経過してもなお転入しないとき。
 - (5) その他登録を継続することが適当でないときと市長が認めるとき

登録証明書を提示された方へ

小田原市では、誰もが尊重し合い、それぞれの多様性を認め合いながら、共にいきいきと暮らす地域社会を築くことを目指すことを目的とした小田原市パートナーシップ登録制度を実施しています。

この登録証明書は、両者の自由意思により、互いを人生のパートナーとして、継続的に共同生活をし、又は継続的に共同生活をすることを約束した関係であることを小田原市に登録し、証するものです。

法的効力を有するものではありませんが、この登録証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

発行：小田原市 市民部 人権・男女共同参画課
連絡先：0485（33）1725

様式第3号の2（第7条関係）
様式第3号の2（第7条関係）

（表面）

小田原市パートナーシップ登録証明書			
氏名	様	氏名	様
上記両名は、小田原市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱第5条第1項の規定に基づくパートナーシップ登録を受けたことを証明します。			
登録第	号		
年	月	日	小田原市長 印

（裏面）

この携帯カード型小田原市パートナーシップ登録証明書は、「小田原市パートナーシップ登録制度に関する事務取扱要綱」の趣旨に従って使用してください。	
この登録証明書を提示された方へ	
この登録証明書は、両者の自由意思により、互いを人生のパートナーとして、継続的に共同生活をし、又は継続的に共同生活することを約束した関係であることを小田原市に登録し、証するものです。	
法的効力を有するものではありませんが、この登録証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。	
発行：小田原市 市民部 人権・男女共同参画課 連絡先：0465（33）1725	
<hr style="border-top: 1px dashed blue;"/>	
戸籍上の氏名等（通称名を使用している場合）	
氏名	氏名

様式第4号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

（表面）

小田原市パートナーシップ登録証明書等再交付申請書

「小田原市パートナーシップ登録制度に関する事務取扱要綱」第7条第2項又は第8条第2項の規定に基づき、「小田原市パートナーシップ登録証明書」又は「小田原市パートナーシップ登録に関する事実証明書」の再交付を申請します。

なお、私たちは、「小田原市パートナーシップ登録制度に関する事務取扱要綱」第3条各号に規定する全ての要件を満たしていることを確認しています。

氏名

氏名

通称名

通称名

（通称名の登録をしている場合のみ記名してください。）

（通称名の登録をしている場合のみ記名してください。）

（生年月日） 年 月 日

（生年月日） 年 月 日

住所

登録番号	
登録年月日	
再交付を希望する証明書の種類と請求部数	<input type="checkbox"/> 登録証明書 通 <input type="checkbox"/> 携帯カード 通 <input type="checkbox"/> 事実証明書 通
再交付を希望する理由	<input type="checkbox"/> 紛失
	<input type="checkbox"/> 棄損又は汚損
	<input type="checkbox"/> その他 ()

(裏面)

事務処理欄

氏名		
本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他 ()

確認者

様式第5号（第8条関係）

様式第5号（第8条関係）

（表面）

小田原市パートナーシップ登録に関する事実証明書交付申請書

年 月 日

小田原市長 様

「小田原市パートナーシップ登録制度に関する事務取扱要綱」第8条第1項の規定に基づき、以下の事実について「小田原市パートナーシップ登録に関する事実証明書」の交付を申請します。

	登 録 者	登 録 者
氏名又は通称名		
氏 名 <small>【通称を登録している場合のみ記す】</small>		
生 年 月 日		
登 録 年 月 日		
登 録 番 号		
住 所		
証 明 事 項	<input type="checkbox"/> 登録内容に関すること () <input type="checkbox"/> 登録の抹消に関すること(抹消年月日) <input type="checkbox"/> その他 ()	
交 付 請 求 部 数	通	

(裏面)

事務処理欄

氏 名		
本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他 ()

確認者

様式第6号（第8条関係）

様式第6号（第8条関係）

小田原市パートナーシップ登録に関する事実証明書

	登 録 者	登 録 者
氏名又は通称名		
戸籍上の氏名 <small>〔通称名を登録している場合のみ記載〕</small>		
生 年 月 日		
登 録 年 月 日		
登 録 番 号		
住 所 (変 更 年 月 日)	(年 月 日 登録住所変更)	
登録が抹消された日 (抹 消 理 由)	()	

上記のとおり、「小田原市パートナーシップ登録制度に関する事務取扱要綱」に基づくパートナーシップ登録に関する事実について証明します。

年 月 日

小田原市長



様式第7号（第9条関係）

様式第7号（第9条関係）

（表面）

小田原市パートナーシップ登録事実に関する変更届

年 月 日

小田原市長 様

届出者

住所 _____

氏名又は通称名 _____

戸籍上の氏名※ _____

※通称名で登録している場合のみ記名

登録年月日 _____ 年 月 日

登録番号 第 _____ 号

下記のとおり、「小田原市パートナーシップ登録制度に関する事務取扱要綱」第9条第1項の規定により、変更があったことを届け出ます。

届 出 の 理 由	<p><input type="checkbox"/> 住所、氏名その他申請時に提出した書類の記載事実に変更があったため。</p> <p>・住所 変更前 _____ 変更後 _____</p> <p>・氏名 変更前 _____ 変更後 _____</p> <p>・その他 変更前 _____ 変更後 _____</p> <p><input type="checkbox"/> パートナーシップの解消</p> <p><input type="checkbox"/> 一方又は双方が市外へ転出したため。</p> <p><input type="checkbox"/> 一方の死亡</p>
-----------	---

(裏面)

事務処理欄

氏 名		
本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他 ()

確認者